

(参考 1) 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について

ブロック塀等の安全点検については、貴施設における各種管理規程に沿って行って下さい。安全点検を行った結果、安全性に問題が確認された場合には、速やかにブロック塀等周辺に立ち入ったりしないよう注意喚起を行う等の安全対策を講じて下さい。

なお、管理規程のみではブロック塀等の客観的な安全点検が困難な場合は、次の方法も考慮して安全点検を実施して下さい。

【実施方法の例】

※(参考 1-2) 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検フロー図も参照。

1. 組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の場合、下記「(外観に基づく点検)」を行う。
2. 補強コンクリートブロック造の場合、下記「(外観に基づく点検)」を行う。また、外観に基づく点検で安全性が確認されなかった場合の安全対策の検討等に当たっては、下記「(ブロック内部の点検)」を参考にする。

なお、各点検に当たっては「建築物の既設の塀の安全点検について」(平成30年6月21日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知(以下、URL 及び資料添付))を参考とする。
<http://www.mlit.go.jp/common/001239762.pdf>

(外観に基づく点検)

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち以下の事項に問題がないか確認する。

① 高すぎないか。

(組積造は1.2m以下、補強コンクリートブロック造は2.2m以下)

※高さは地盤面から計測する。

② 厚さは十分か。

(組積造は壁頂までの距離の1/10以上、補強コンクリートブロック造は10cm(高さ2m超は15cm)以上)

③ 控え壁があるか。

(組積造は4m以下ごとに壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁を設ける)

④ 基礎があるか。

⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

(ブロック内部の点検)

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち以下の事項に問題がないかを設計図等やブロックの一部取外し等により確認する。

なお、ブロック内部の点検は、建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。(※ブロック内部の点検について専門家への協力の要請を行うに当たっては、次の国土交通省のホームページに掲載された問い合わせ先一覧を活用することも可能です。<http://mlit.go.jp/jutakukentiku/blockshei>)。

- ① 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。下「令」という。）第62条の6に照らして適切か。
- ② 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第62条の8に照らして適切か。
- ③ 基礎の根入れ深さは、令第61条又は令第62条の8に照らして適切か。